

広島県告示第九百八号

広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号) 附則第六項の規定に基づき、知事が別に定める一般旅客定期航路事業を次のように定める。

平成二十一年十月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県港湾施設管理条例附則第六項の知事が別に定める一般旅客定期航路事業は、次の航路に係る一般旅客定期航路事業とする。

航路名	起点	寄港地	終点	備考
瀬戸田～三原航路	瀬戸田	沢、向田、小佐木	三原	
瀬戸田～三原航路	瀬戸田	沢	三原	
三原～瀬戸田航路	三原	沢	瀬戸田	
三原～瀬戸田航路	須波	―	沢	
土生～三原航路	土生	深浦、重井、鷺	三原	
忠海～盛航路	忠海	大久野	盛	
金山～赤崎航路	金山	―	赤崎	
尾道～弓削航路	尾道駅前	尾道新浜、金山、土生、生名立石	弓削	
今治～木江・大三島航路	今治	木江	大三島	
今治～土生航路	今治	友浦、木浦、岩城、佐島、弓削、生名	土生	

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十一年四月一日から適用する。